

丹波市企業誘致促進補助金について（R6.4.1改正）

【 目 的 】

地域産業の活性化と雇用機会の創出を目的として、企業の新規立地や既存工場の拡張における主な初期投資に対して補助金を交付します。

【 対 象 】

物品の製造若しくは加工の事業又は輸送のための施設、又は兵庫県知事が承認した地域経済牽引事業を実施する事業所（事務所のみは補助対象外）

【 交付要件 】

＜新設企業＞ 次の要件を全て満たす事業者

- | |
|---|
| ①工場を新設するために購入又は賃借した用地が 3,000 m ² 以上であること |
| ②工場の建築面積が 500 m ² 以上であること |
| ③用地取得後 3 年以内に操業を開始すること |
| ④補助金の交付申請時に対象工場等で 6 箇月以上勤務する常時雇用者が 4 人以上であること（承認地域経済牽引事業者については 2 人以上） |
| ⑤取得用地の 10%以上を緑化すること |

＜増設・移設企業＞ 次の要件を全て満たす事業者

- | |
|--|
| ①工場の建築面積が 300 m ² 以上であること
（建替えの場合は、建替え前の建築面積と比較して、300 m ² 以上増加していること） |
| ②補助金の交付申請時に対象工場等で 6 箇月以上勤務する常時雇用者が 2 人以上増加していること（承認地域経済牽引事業者については 1 人以上増加） |
| ③取得用地の 10%以上を緑化すること |

【 補助内容 】

補助対象	優遇内容
用地取得補助 〔限度額 5,000 万円〕	用地取得価格の 15%（地域経済牽引事業者は用地取得価格の 20%） ※賃借用地、増設・移設した工場等の操業開始の日までに取得後 2 年以上経過している用地、1,000 m ² 以下の用地は補助対象外
工場等建設費補助 〔限度額 5,000 万円〕	土地造成工事、工場等建築物、機械設備に要する費用の 5 % ※既設工場等の建替えの場合は、建築面積増加分のみを補助対象とし、機械設備の更新は補助対象外
道路整備補助 〔限度額 1,000 万円〕	対象工場等への進入のための道路法第 24 条に基づく道路に関する工事、又は同法の適用を受けない一般公共の用に供されている道路の改修工事に要する費用の 20% ※用地取得に係る費用は対象外
緑化補助 〔限度額 500 万円〕	丹波市開発指導要綱に規定する緑化に要した経費の 30%
ア 浄化槽整備補助 イ 下水道負担金補助 〔限度額 各 1,000 万円〕	ア 浄化槽設置に要した経費の 20%（既存の浄化槽の更新は対象外） イ 下水道加入負担金等の 50% ※増設又は移設の場合は、増設等に伴う増額分に限る
下水道整備補助 〔限度額 1,000 万円〕	丹波市下水道条例第 6 条の規定又は丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例第 9 条の規定による公共ます及び取付管の新設、増設又は移設に要する費用の 20%
水道加入金補助	水道加入金の 50%
水道整備補助 〔限度額 1,000 万円〕	丹波市水道事業給水条例第 6 条の規定に基づき実施する給水装置工事に要する費用の 20% ※対象工場等において事業の用に供する給水装置工事であって、排水管への取付口から水道メーターまでの工事に限る

- 新設：市内に工場等を有しない企業が、新たに市内に工場等を設置すること
常時雇用者：企業の就業規則等に定める正社員であって、次のいずれにも該当する者
- ①新設、増設又は移設した工場等において常時勤務する者であること
 - ②国民年金法第7条第1項第2号に規定する被保険者であること
 - ③雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であること
 - ④雇用期間の定めのない者であること

補助経費の支払いは原則、銀行振込みでしてください。

【 申請手続き 】

①対象工場等指定申請書の提出（操業開始の30日前まで）

提出書類は「対象工場等指定申請書」のほか、下記のとおりです。

- ・事業計画書（指定様式）
- ・企業概要書（指定様式）
- ・建設計画書、緑地計画書（図面）
- ・土地登記簿謄本 ※用地取得補助対象の場合
- ・不動産売買契約書（写）又は借地権設定契約書（写）
- ・履歴事項全部証明書
- ・定款（写）
- ・過去2年間の経営状況を証する書類
- ・常時雇用者の推移表（増設又は移設の場合）
- ・土地、建物及び償却資産の取得価格が分かる書類（見積書等）



②対象工場等指定書の交付



③操業開始届の提出（操業開始後30日以内）



④補助金の交付申請（操業開始後1年以内）

申請書類は、操業開始後にデータで送付します。



⑤審査及び交付決定

書類審査及び現地検査後に補助金の交付可否を決定します。交付決定の場合は、「交付決定通知書」と「補助金請求書」を送付しますので、同請求書に必要事項を記入のうえ、商工振興課までご提出ください。



⑥補助金の交付

振込日等が決定次第通知します。振込後に通帳記帳等で確認ください。

【 注意事項 】

- ・操業開始の30日前までに対象工場等指定申請書等の書類を提出する必要があります。期間経過後の受付はできません。
- ・操業開始後1年以内に雇用の要件を満たす必要があります。
- ・増設等の場合、常時雇用者を比較する基準日は増設を決定した日とし、不動産売買契約書や建物工事請負契約書などの書類に記載された日となります。
- ・地方消費税及び地方消費税に相当する額並びに他の制度による同種の補助金等の額は、補助対象外です。
- ・本補助金は、交付申請後に予算措置を行いますので、交付申請から補助金交付までに相応の期間を要します。

お問い合わせ先 : 丹波市 産業経済部 商工振興課 企業誘致係
〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地
Tel (0795) 74-1464 Fax (0795) 74-3005